

平成 27 年 1 月 23 日

各 位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス商業リート投資法人
代表者名 執行役員 浅野 晃弘
(コード番号 3453)

資産運用会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 本間 良輔
問合せ先
商業リート本部 企画部長 野畑 光一郎
TEL: 03-5623-3868

新投資口発行及び投資口売出しに係る仮条件決定に関するお知らせ

ケネディクス商業リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成27年1月6日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、公募による新投資口発行における発行価格の仮条件を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

発行価格の仮条件：1口当たり220,000円以上230,000円以下

<ご参考>

1. 募集投資口数及び売出投資口数

(1)募集投資口数 254,250口(国内一般募集における発行投資口数は177,750口を目処とし、海外募集における発行投資口数は76,500口を目処として募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。)

(2)売出投資口数 5,750口(オーバーアロットメントによる売出し)
上記売出投資口数は、国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものである。上記売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。

2. 需要の申告期間 平成27年1月26日(月)から平成27年1月30日(金)まで
(ブック・ビルディング期間)

3. 発行価格等決定日 平成27年2月2日(月)

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 申 込 期 間 平成 27 年 2 月 3 日 (火) から平成 27 年 2 月 6 日 (金) まで
(国内 一般 募集)
5. 払 込 期 日 平成 27 年 2 月 9 日 (月)
6. 受 渡 期 日 平成 27 年 2 月 10 日 (火)
7. 仮 条 件 決 定 の 理 由 本投資法人が取得を予定している資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資法人の投資口の価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定した。
8. 上記各号のうち国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

詳細につきましては、平成27年1月6日付で公表した「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」をご覧ください。

以上

* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。